

若い人にも
知ってほしい!

『敷金』『バイト代』『交通事故』も!

民事調停で円満解決

忙しい毎日のなか、身近なトラブルでお困りの人は、民事調停をご利用してみませんか?
※以下のケース以外でも、民事調停の手続きをご利用できます。

ケース1 敷金が戻ってきません。



ケース2 バイト代を払ってもらえません。



ケース3 自転車同士でぶつかってしまいました。



※調停で話し合う様子(イメージ)

民事調停とは?

裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、
裁判所が当事者の間に入って話し合いを進め、
問題の解決を図る手続きです。

民事調停のメリット5つ!

手続きが
簡単

費用が
安い

早く解決
できる

秘密が
守られる

判決と
同じ効果

民事調停について詳しくは、裁判所ホームページをご覧ください。
▷申立書の書式をダウンロードできます。
▷民事調停制度が分かる動画も配信しています。

URL <http://www.courts.go.jp/>

裁判所 民事調停

検索

問合先 津地方裁判所事務局
総務課庶務係
(☎059-226-4172)



●西野公園体育館 (☎82-1144)

曜日	午前	午後	夜間
月			テニス
火			バドミントン
水		卓球、 バドミントン、 バスケットボール、 ソフトバレー	バスケットボール ハンドボール
木			バドミントン
金			卓球、バドミントン
土			卓球、バドミントン
日			バスケットボール

個人使用デー 1月6日(月)~10日(金)

●東野公園体育館 (☎83-1888)

曜日	午前	午後	夜間
月			卓球、バドミントン
火		卓球、 バドミントン、 バスケットボール、 ソフトバレー、 ニュースポーツ、 バレーボール	バドミントン、ニュー スポーツ(ソフトバレー含む)
水			バスケットボール
木			バスケットボール バレーボール
金			卓球、バドミントン
土			バスケットボール
日			卓球、バドミントン

個人使用デー 1月20日(月)~24日(金)

●関B & G海洋センター (☎96-1010)

体育館 曜日ごとの競技種目の限定はありません。

個人使用デー 毎週水曜日

プール スイミングキャップの着用をお願いします(貸し出しは行っていません)。小学3年生以下の児童が泳ぐときは、保護者の付き添いが必要です。

個人使用デーは、団体の専用予約が入りません。それ以外の日は、専用予約が入ると個人使用ができませんので、事前に各施設へお問い合わせください。

<施設利用時間>

午前	9:00 ~ 12:30 (12:00)
午後	13:00 ~ 17:30 (17:00)
夜間	18:00 ~ 21:30

※()は関B & G海洋センターのプール

<施設利用料金>

一般	100円 (200円)
中学生以下	50円 (無料)

※()は関B & G海洋センターのプール